

会費細則

平成24年10月1日改定

(会費細則の規定)

第1条 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟(以下「連盟」という。)の正会員及び賛助会員の入会金及び年会費(以下「会費等」という。)に関する規定は、定款第8条、第13条及び会員細則に定める他、この細則に定めるところによる。

(会員の義務)

第2条 会員は、定款に定めるところにより、別表記載の会費等を、連盟からの請求書に基づき翌月末までに銀行振込、または、その他の方法により一括納入しなければならない。なお、新たに入会する場合は、連盟からの請求書に基づき速やかに納入するものとする。

- 2 会員細則第2条第2項に定める正会員オペレータは、別表「入会金及び会費の額」の1.(1)に定める正会員オペレータが申告しなければならないデータ項目を連盟が指定する期日までに申告しなければならない。
- 3 会員は、会費等の請求書に記載された納入期限日の属する月から3ヶ月間を経過しても会費等の納入ができない場合、理事長に対し、滞納理由及び納入計画を文書により報告しなければならない。
- 4 会員は、定款及び会員細則の規定により会員の資格を喪失しても、会費等の滞納がある場合は、当該債務を継続して履行する義務を負う。

(会費等の不返還)

第3条 会員が既に納入した会費等は、これを返還しない。

- 2 会費等の請求書が発行された後は、正当な理由がない限り金額の変更は行わない。

(理事会への諮問)

第4条 理事長は、第2条第2項に定めるデータに虚偽の申告があると認められる場合には、当該会員の会員資格について理事会に諮問することができる。

- 2 理事長は、第2条第3項に定める文書を理事会に提出し、当該会員の納入計画及び会員資格について、理事会に諮問することができる。

(年会費の適用期間)

第5条 年会費の適用期間は会計年度と同一とし、会計年度終了日の1ヶ月前までに退会の届出がない場合、翌年度についても会員を継続するとみなし、当該年度の年会費を適用する。

2 新たに入会する会員の年会費は、当該年度に関する限り第2条の定めにかかわらず、入会する日の所属月から起算して年度末までの月割計算によるものとする。

(年会費の減免措置)

第6条 非常災害(地震・台風・洪水・津波等)により、会員の施設・伝送路等が被害を被った場合は、理事会の承認を得て会費等の減免を行うことができる。

2 前項に限らず、日本国政府が定める災害救助法の適用を受けた地域の会員は、理事会の承認を得て会費等の減免を受けることができる。

3 年会費は、理事会の承認を受けて割賦納入することができる。

(規定の変更及び廃止)

第7条 本細則の変更又は廃止は、総会において決議する。

付 則

1 本細則は、平成19年3月15日(第28回通常総会議決後)より施行する。

2 正会員オペレータのうち、新に追加規定された『複数のケーブルテレビ事業を運営するMSO(Multiple System Operator)及び複数のケーブルテレビ事業のために放送・通信の配信の設備を保有して有線により配信する広域事業者』は、賛助会員に規定する入会金及び年会費を適用する。

3 改正条文1条、7条及び別表は、平成24年3月13日(第38回通常総会議決後)より適用する。

別 表

入会金及び会費の額

1. 正会員オペレータ

(1) 申告しなければならないデータ項目

許可世帯数	多チャンネル加入世帯数
ホームパス	STB (セットトップボックス) 設置台数
総接続世帯数	インターネット接続加入世帯数
内 難視聴世帯数	電話加入世帯数

~ の数値は毎年3月末時点のものとする。

(2) 入会金

会員の種類に限らず、一律10万円とする。(入会時のみ)

但し、総接続世帯数別ランクが「Eランク」の場合は6万円、「Fランク」の場合は3万円とする。

(3) 年会費

総接続世帯数別ランク制と事業別ポイント制の併用とする。

1) 総接続世帯数別ランク制による年会費一覧表

ラ ン ク	総接続世帯数		年 会 費
	(以上)	(以下)	
S	150,001 ~		200万円
A	1	100,001 ~ 150,000	120万円
	2	75,001 ~ 100,000	84万円
	3	50,001 ~ 75,000	72万円
B	1	30,001 ~ 50,000	60万円
	2	20,001 ~ 30,000	48万円
	3	10,001 ~ 20,000	36万円
C	5,001 ~ 10,000		24万円
D	3,001 ~ 5,000		12万円
E	1,001 ~ 3,000		7万2千円
F	0 ~ 1,000		3万6千円

特記事項

テレビジョン放送の受信障害が発生しまたは発生する恐れがある場合において、その解消を図るため、受信障害が発生しまたは発生する恐れがある地域のみを許可施設区域として施設を設置する場合(以下「難視解消施設」という。)は、その目的及び営利性から勘案して、理事会の議決により2ランク下位の会費とすることができる。

難視解消施設以外の施設であって、当該施設内において難視解消施設並びにいわゆる再送信のみを行う共同受信設備等を包含している施設(以下「難視解消等施設」という。)にあっては、当該施設の全体加入者のうち半数以上が難視解消等施設の加入者である場合は、理事会の議決により1ランク下位の会費とすることができる。

2) 事業別ポイント制による年会費計算式

多チャンネル放送事業	別表1(1)申告数 × ポイント配分 4.44 × ポイント単価 3.71
インターネット接続事業	別表1(1)申告数 × ポイント配分 5.33 × ポイント単価 3.71
総接続世帯	別表1(1)申告数 × ポイント配分 0.23 × ポイント単価 3.71
合計(+ +)	事業別ポイント制による年会費

3) ポイント単価の算出考え方

事業別収入単価試算(基礎データのサンプル事業者: 25社(運営委員会他))

サービス項目	加入数 (平成16年9月)	利用料収入 (平成16年度年間)	収入単価/月	
多c h放送事業	891,738	32,776,800,000	3,063	
I N T接続事業	431,444	19,055,180,000	3,681	
I P電話	7,066	77,670,000	916	
再送信	2,398,780	6,300,690,000	219	
	有料	504,922	1,976,670,000	326
	無料	1,893,858	4,324,020,000	190

<考え方>

I P電話実施事業はウェイトが低いため当面は対象から除外する。再送信は有料・無料の区分が困難な事業者が多いため総接続世帯に統一。但し、当面は総接続世帯=多c h放送事業+再送信とする(インターネット(以下「I N T」)のみ加入者等の実績把握困難なため)。ポイント配分は、多c h・I N T・総接続世帯の収入単価の構成比をポイント配分する。

総接続単価算出

	加入数	利用料収入	収入単価
多c h放送事業	891,738	-	-
再送信	2,398,780	6,300,690,000	-
計	3,290,518	6,300,690,000	160

多c h事業の利用料収入は参入しない。

ポイント配分

サービス項目	収入単価	ポイント配分A	全国件数B	合計ポイントA × B
多c h放送事業	3,063	4.44	5,980,000	26,910,000
I N T接続事業	3,681	5.33	2,790,000	14,787,000
総接続世帯	160	0.23	17,790,000	3,558,000
計	6,904	10.00	-	45,255,000

ポイント単価

連盟平成16年度予算(ホレタ負担分)A	合計ポイントB	ポイント単価A/B
168,943,300	45,255,000	3.71円

当面、平成16年度の連盟予算によりポイント単価を算出し、適用する。

ポイント単価は、今後必要に応じて見直します。

4) 経過年度毎 負担割合変動方式

「1 - (3) - 1)」(ランク制)及び「1 - (3) - 2)」(ポイント制)で得られた年会費をそれぞれ下記の通り5年間にわたり負担割合を変動させる。

経過年度	ランク制	ポイント制	経過年度	ランク制	ポイント制
平成19年度	90%	10%	平成22年度	60%	40%
平成20年度	80%	20%	平成23年度	50%	50%
平成21年度	70%	30%	平成24年度	50%	50%
			平成25年度以降は別途見直しする		

5) 年会費の金額

4)の按分比率により得られたランク制による年会費とポイント制による年会費の合算金額を年会費とする。

特記事項

5)で得られた年会費の金額が、前年度を下回る場合は前年度と同額とする。

5)で得られた年会費の金額は、前年度より40万円もしくは20%増を超えない。

合併した事業者の前年度年会費は、合併前の複数事業者の前年度年会費の合算金額とする。

(4)MSO及び広域事業者：1口15万円 × 口数(自己申告制)

2. 正会員サプライヤー : 1口15万円 × 口数(自己申告制)

3. 賛助会員 : 1口15万円 × 口数(自己申告制)

以上